

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入について

償却資産申告書の記入欄に個人は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

なお、本市が個人番号の提供を受ける場合は、本人確認（番号確認・身元確認及び代理権確認）を行います。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、以下の本人確認資料をお持ちください。

なお、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。

また、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	① 「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可）
	② 「上天草市から送付された氏名・住所が印字済の償却資産申告書」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号及び身元確認両方の確認資料となります。

（2）代理人が申告書を提出する場合

本人の番号 確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票の写し（個人番号付き）」
代理人の身元 確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の税理士証票」 「代理人の旅券」「登記事項証明書及び社員証」（代理人が法人の場合）等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

※税務代理権限証書とは、税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合に、その権限を有することを証する書面であり、税務官公署に提出する手続が必要です。